

広島県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年三月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原東城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町田頭字寺谷尾崎ハナ四八二 番一地从り 神石郡神石高原町田頭字寺谷尾崎ハナ四八一 番四地先まで		一五・五〇 一五・八〇	一三・七〇 二四・二〇	一一三・〇〇 一一三・〇〇	拡幅